

○田中委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

6月後半でございますけども、暑かったり寒かったりしておりまして、体調を崩されている議員の皆様方、執行部の皆さん、たくさんいらっしゃるようでございます。体調を整えてをお願いをしたいと思います。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいります。なお、本日中に終了しない場合は、明日引き続き未了分を行いますので御承知おきください。

それでは、政策企画局所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

小笠原政策企画局長。

○小笠原政策企画局長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様方には、平素より政策企画局の業務の推進につきまして御指導、御鞭撻を賜っておりますこと、心より感謝を申し上げます。

はじめに、6月23日夜に出雲市今市町の大規模火災により多くの建物が被災をされました。被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。現在、被災状況を確認中であり、状況に応じて県としても必要な対策を取ってまいりたいと考えております。

さて、今月上旬には、丸山知事と池田前議長にも上京していただきまして、国に対して、エネルギー価格・物価高騰、価格転嫁及び賃上げ対策、中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給及び令和9年度国の施策及び予算編成等について重点要望を行っております。国の予算編成につきましては、例年、この時期に、政府の今後の方針を示す経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針が出されますが、報道によりますと、今年度は7月になるようです。この前段となる4月の経済財政諮問会議では、責任のある積極財政の下、成長戦略、社会保障と税の一体改革、財政運営目標や予算編成の在り方の抜本的見直しが上げられておりますので、骨太の方針にこうした内容が反映されるものと考えております。骨太の方針に基づく具体的な施策等は、今後国の予算編成の中で検討されることとなりますけども、県といたしましても、引き続き国の動向を注視いたしまして、状況に応じて国への要望なども含め必要な対応を取ってまいります。

また、国土強靱化基本法に基づきます島根県国土強靱化計画につきましては、今年度、計画の見直しを予定しております。見直しに当たりましては、必要な施策の現状分析を行った上で、各施策の中の方針を取りまとめ、ある程度まとまったところで本委員会において御報告をさせていただき、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

本日は、予算案1件、報告事項2件について御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

皆様おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃より女性活躍、男女共同参画の取組につきまして御理解と御支援を賜りまして、お礼を申

し上げます。

今年度は県の男女共同参画計画の次期計画の策定を予定しております。3月には、本委員会において県民の皆様の意識調査等の結果を御報告させていただいておりますが、今月、男女共同参画審議会への諮問を行ったところでございます。先ほど小笠原政策企画局長が申し上げましたとおり、この計画につきましても、ある程度まとまった段階で本委員会に御報告を申し上げ、御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。また、社内にロールモデルの少ない中小企業の女性社員の方々に、社外の女性役員、管理職の方々が相談に応じ助言する社外メンター制度につきましては、来月7日に松江、14日に益田でキックオフとなる交流会を開催することとしております。

本日は、審議会等への女性の参画率について御報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました政策企画局に係る議案は、予算案1件でございます。

それでは、予算案の審査を行います。

第77号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

佐川政策企画監。

○佐川政策企画監（総務・政策）

それでは、第77号議案、令和8年度一般会計補正予算（第1号）関係分について御説明いたします。

秘書課の欄を御覧ください。この補正は、特別職報酬等審議会の答申等を受けまして、特別職である知事、副知事の給与等の予算額を増額するものであり、補正額は表中の（B）欄のとおり48万6,000円であります。

政策企画局全体におけるこれらの補正後の合計額は、一番下の合計の行の計欄のとおり18億7,578万8,000円となります。

私からの説明は以上です。

○田中委員長

以上、説明がございました。

質疑等はありませんか。

ないようですので、それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第77号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております新規に受理いたしました請願第30号、平成25年6月議会で島根県議会が採択された請願は「慰安婦問題は性奴隷の問題」などと、慰安婦強

制連行説という嘘をより一層悪質な嘘に作り上げています。そしてそれを理由に「日本政府は河野談話を踏まえ、その内容を誠実に実行すること」、という具体的に何を求めているか分からない意見書を出しています。

仮に日本政府が根拠の無い事案で公式に謝罪をすれば、そのような卑屈な国は国際社会で信頼されなくなるでしょう。そして海外に建つ慰安婦像を容認したものとの誤解を生み、国際社会で日本悪玉論を展開する勢力に加担することになります。

それは将来の世代を苦しめることになり、ひいては我が国の安全保障に深刻な事態をもたらすことになります。歴史認識の歪みは、当事国ではない他国との関係性をも歪んだもののにしています。

民主主義国家の間で確かな安全保障政策を構築するためには、「信頼しうる国である」ことが最も重要です。

平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。についてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部からの説明をお願いいたします。

佐川政策企画監。

○佐川政策企画監（総務・政策）

今回、新たに受理された請願は、平成25年6月26日付で採択されました日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願と、これを基にして作成され、政府に提出されました意見書の撤回もしくは無効とされる決議を求めるものであります。

この請願は、令和5年9月定例県議会以降に受理された請願と同趣旨のものであり、令和7年6月定例県議会では、平成5年のいわゆる河野談話の趣旨や河野談話作成過程等に関する検討チーム報告書の内容、平成25年6月島根県議会における請願と意見書の可決に当たっての議論の状況、現在の日本政府の見解などを御説明いたしました。その後、慰安婦問題をめぐる状況に大きな変更はございません。

めぐる状況につきましては以上でございます。

○田中委員長

説明がございました。

御意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

今、執行部からも現在の情勢等の説明を受けたところでございますが、この一連の慰安婦をめぐる問題は、令和5年9月定例会において政府のほうで改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであります。したがって、現時点においてこの考え方を変更する状況にはないと考えます。ついては、本請願は採択としない、不採択とすべきであると考えます。以上です。

○田中委員長

ただいま福井委員から不採択とすべきとの御意見が出ましたが、ほかの委員の皆様の意見もお伺いをしたいと思います。

生越委員。

○生越委員

全く同感でございまして、私も不採択とすべきではないかと思っております。以上です。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

私も、先ほど福井委員からお話がございましたとおり、同感でございます。今回の請願につきましても、内容同趣旨というふうに受け止めましたので、不採択でよろしいかと考えております。以上でございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

私のほうからも、先ほどあった福井委員の意見に同趣旨で賛成をしたいと思ひますし、この請願については不採択で問題なからうというふうに思ひます。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

私も不採択でいいと思ひます。以上です。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

同様で結構です。一定の結論が出ている。県議会としては一定の方向を出したわけですから、後は歴史問題等々は、個々の議員がそれぞれ対応するというところでよいのではないかと思ひます。以上です。

○田中委員長

岡崎副委員長。

○岡崎副委員長

皆様からも意見が出されましたが、定例会ごとに提出されていますが、この間状況に変化がないということで、今回も不採択でよいと考えます。

○田中委員長

委員の皆様からそれぞれ意見を頂戴いたしました。

それでは、お諮りをしたいと思います。請願第30号を採択とすべきものとするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手なし。よって、請願第30号は採択としない、不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、文書表4ページに載せております、継続審査となっている請願第20号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願についてであります。

この請願をめぐる状況等につきましても、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

それでは、私から継続審査となっております請願第20号をめぐる状況について御説明いたします。2月定例会総務委員会以降の動きですが、本年3月13日に閣議決定されました国の第6次男女共同参画基本計画において、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、さらなる検討を進めるとされました。

めぐる状況につきまして、私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

御意見等はございませんか。（「委員長見解」と言う者あり）

委員長見解との発言がございましたので、それでは私の見解を申し上げます。選択的夫婦別姓制度は、賛否が分かれる状況において、現代社会の家族、夫婦の基本的な在り方を問う事項であり、国民等の意見をしっかりと聞きながら、国において判断されるべきものであると考えます。引き続き、国の状況を注視する必要があるため、本請願を継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように継続審査と決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

文書表5ページに載せております、継続審査となっている陳情第115号、選択的夫婦別姓制度導入に反対し現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める陳情についてであります。

この陳情をめぐる状況等につきましては、先ほどの請願第20号と同様でありますので、執行部から説明があったとおりでございます。

また、先ほど、選択的夫婦別姓制度導入のための法改正を求める請願を継続審査と採択をしておりますので、本陳情も継続審査と考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、継続審査と決定をいたしました。

続いて、文書表7ページに載せております、継続審査となっている陳情第157号「外国人土地取得規制法（仮称）」の策定に関する意見書の提出を求める陳情についてであります。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

今岡政策企画監。

○今岡政策企画監（企画調整・広域連携）

それでは、陳情第157号をめぐる前回の審査以降の状況について御説明いたします。

内閣官房が事務局を務める有識者会議、外国人による土地取得等のルールの中核検討会が、3月4日の初会合を含め、これまで3回開催され、政府が今年の夏までに骨格を取りまとめたとして外国人の土地取得等の新たな法的ルールに関する検討が続けられており

ます。

説明は以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はありませんか。（「委員長見解」と言う者あり）

委員長見解の発言がございましたので、私の見解を申し上げます。外国人による土地取得については、陳情に記載があるように、安全保障、食料安全、水資源保護等への影響が懸念される一方で、外国人のみを規制することについて人権上の懸念や多文化共生への影響なども指摘をされているところであります。また、規制をする場合、国際的な調整が必要な事柄であり、国の責任において判断されるべきものと考えます。

現在、本件については政府での検討が行われているところであり、引き続き状況を注視する必要があるため、本陳情は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議ないようでございますので、継続審査と決定をいたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

野津政策企画監。

○野津政策企画監（人づくり）

資料の２ページをお願いいたします。私のほうからは、KNT－CTホールディングス株式会社との包括業務提携について御報告させていただきます。KNTは近畿日本ツーリスト、CTはクラブツーリズムでございます。

この包括業務提携の目的は、１に記載しておりますように、協働事業を通じ、相互に緊密な連携と協力を図ることにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るものでございます。

協定締結日は令和８年３月１１日でございます。

具体的には、３、業務提携事項に記載しておりますように、６つの分野で業務提携を行うこととしております。主なものを申し上げますと、相手方事業者の旅行業者としての専門的な知見やノウハウの活用を想定しておりまして、例えば、（４）の県内の観光コンテンツの磨き上げや、（５）の県内の観光事業者への支援などのほか、（１）環境保全活動の担い手育成や、（６）の自然保護、自然歩道の維持管理体制の構築に向けたワークショップの開催などに連携協力を予定しているところでございます。なお、いずれの項目も、今後具体的な事業内容について詰めてまいります。

会社の概要は資料の４番に記載のとおりでございます。

次の３ページに、現在県が包括業務提携を結んでおります企業の一覧表を掲載しております。これまで２０社と提携しておりまして、今回２１社目となります。なお、包括業務提携につきましては、前回２月定例会の総務委員会におきまして、福井委員より、近年全く活動が行われていないものがあるのではないかと、そうしたものについては解消も含めて検

討してはどうかとの御意見をいただいたところでございます。福井委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、協働事業が低調となり、現在も十分に回復していない提携先がございますが、現在、どのような事業で連携が可能であるかなど、相手方も含め改めて検討をしているところでございます。

県といたしましては、包括業務提携による協働事業は、県が新たな財政負担を伴わずに民間事業者が持つ資源や専門的なノウハウの活用が可能となるメリットが大きい仕組みであることから、今後も引き続き締結した業務提携は有効に活用していきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○田中委員長

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

私からは、県及び市町村における審議会等への女性の参画率について御報告いたします。

4 ページを御覧ください。はじめに、県における参画率でございます。令和4年3月に策定しました第4次島根県男女共同参画計画におきましては、政策や方針決定過程の男女共同参画の推進を挙げており、指標の一つに、県の審議会等への女性の参画率を令和8年度に50%と定めているところです。この表は令和8年4月1日の状況でございます。表の一番下、合計の欄を御覧ください。対象となる118の審議会のうち、委員不在の19の審議会を除いた99の審議会等における女性の参画率は47.7%でございます。各審議会所管課の取組により、女性の参画率が新たに50%に達した審議会が複数ある一方、構成団体の役員交代の影響などにより参画率が下がってしまった審議会もあり、昨年度から1.0ポイントの減となっております。引き続き目標としております50%の達成に向け、各審議会等を所管する県庁各課や委員を推薦していただいております関係団体等に対しまして、理解と周知を図ってまいります。

次ページをお願いします。次に、市町村における参画率でございます。表の左側から3列目になりますが、市町村においても県と同様に、男女共同参画計画の中で審議会等における女性の参画率の目標値を定められております。表の一番下、合計の欄を見ていただきますと、市町村全体では参画率は29.9%で、昨年度から0.6ポイントの増となっております。

市においては、浜田市と出雲市がそれぞれ2.3ポイントの増となるなど、5市で参画率が上昇いたしました。

また、町村においては、西ノ島町が4.6ポイント、邑南町が1.4ポイントの増となるなど、7町で参画率が上昇いたしました。

幾つかの市町村では、審議会の設置要綱を改めて整備するなど、女性委員の登用の促進に向けて取り組まれていると聞いております。

今後も市町村と意見交換などを行い、審議会等への女性の参画が着実に進むよう働きかけてまいります。

私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明がございました。

質疑等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関して、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

福田委員。

○福田委員

地域未来戦略についてお尋ねしたいと思いますが、本会議で丸山知事から概要の説明がございましたけれども、もう少し具体的な直近の内容を御説明いただくと喜びます。プラス、A計画あるいはB計画やC計画のそれぞれ国の補助、自治体がどれだけ残り分を負担するのか、あるいは民間の投資の割合とか、そういうものも示されてるはずですので、そこら辺りの詳細を少し御説明いただくと喜びますが。

○田中委員長

佐川政策企画監。

○佐川政策企画監（総務・政策）

地域未来戦略につきましては、本会議においても丸山知事が御説明したとおりであるのですが、私どものほうで把握している情報としましては、まず、A計画の戦略産業クラスター計画につきましては、これは国が策定主体となって、国の示す戦略17分野と官民投資ロードマップに示された製品や技術から実際の投資先が選ばれるというようなスキームになってございます。我々も国からの通知が商工労働部のほうに1週間か2週間ぐらい前に来たということは聞いておりますが、それ以上の情報は持っていないという状況でございます。

また、地域産業成長プランということで、いわゆるB計画、C計画、これらの国からの支援内容、県がどのように支援していくのか、あるいは民間がどの程度支援の規模が必要なのかといったところにつきましても、我々としても詳細なところは把握できておりませんので、これらについては今後国からの情報をしっかり注視していきたいというふうに考えております。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

ありがとうございました。今後、成長戦略の中で相当の投資をすると政府も言ってるわけですから、様々な形で情報を取って、せっかくの政府のこの政策に乗り遅れないようにしないと、さらに差がついてしまうという懸念を持っていますので、お互い情報を取りながらしっかり事業、対象が可能になるように御尽力いただければと思って、これは要望ですので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○田中委員長

要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、以上で政策企画局所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。委員の皆さんは、入替えを行いますのでし

ばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

野間総務部長。

○野間総務部長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめといたしまして、総務委員会の委員の皆様方には、総務部の所管事項につきまして、日頃から御指導、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

今年度に入りまして最初の定例会でありますけれども、引き続き、丸山知事のもと、職員一丸となりまして県政に取り組んでまいりますので、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

はじめになりますけれども、6月23日夜に発生しました出雲市今市町の大規模火災によりまして、多くの建物が被災されました。被災された全ての皆様方に心よりお見舞い申し上げます。現在、被害状況等につきましては確認中でございますけれども、このたびの大規模火災によりまして被害を受けられた方に向けて、総務部では県税の特例制度についてホームページで御案内をしているところでございます。引き続き状況に応じまして必要な対応を検討していきたいと考えております。

また、中東情勢の影響につきましては、様々な影響が生じているところでありますけれども、県が実施する営繕工事におきましても、工事に必要な資材の供給が制限される、あるいは価格が高騰するなど支障が生じているほか、県庁舎等の管理に必要な燃料調達においても価格の高騰による影響が生じているところであります。これらの現在の状況につきまして、後ほど各担当課長から報告をさせていただきたいと思っております。

それから、今月実施いたしました国への重点要望におきましても、中東情勢の影響における県内の状況を伝えるとともに必要な対策を進めていただくよう要請したところであります。今後も国の動向を注視しながら必要な取組を国に求めていくとともに、県といたしましては、県内の状況を見ながら対応を進めてまいりたいと考えております。

本日は今定例会に提出させていただいた議案のうち、総務部が所管する条例案2件、一般事件案2件、予算案2件のほか報告事項8件について御説明を申し上げます。

改めまして、委員の皆様方には総務部の取組に対しまして御指導、御支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました総務部に係る議案は、条例案2件、一般事件案2件、予算案2件でございます。

はじめに、条例案の審査を行います。

第80号議案及び第81号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全

て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

富岡人事課長。

○富岡人事課長

第80号議案、特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、本年4月28日の特別職報酬等審議会からの答申等に基づき、特別職の職員の給料の月額等について所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、2の（1）から（4）までに記載をしております。考え方といたしましては、知事及び副知事につきましては、審議会の答申のとおりに改定をするものでございます。教育長、常勤の監査委員、病院事業管理者につきましては、知事の改定率等を踏まえて改定するもの、また、（3）のうち月額報酬の行政委員につきましては、議員の改定率により、それから日額報酬の行政委員につきましては、常勤監査委員の給料月額の日割りの額を基にそれぞれ改定するものでございます。（4）の附属機関の委員等の報酬日額の上限につきましては、議員の改定率により改定するものでございます。3の施行期日についてでございますが、審議会の答申のとおり、令和8年8月1日施行にしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

では、資料3ページ、第81号議案、特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。地域再生法に基づき施設整備を行った者に対して県税の課税免除等を行った際には、地方交付税による減収補填措置がございますが、その適用期間が延長されたことに伴いまして、県税の条例における課税免除等の適用期間も延長するものでございます。地域再生法は、東京一極集中の是正と地方の雇用創出が目的とされておりまして、表の下の方の米印のところにございますが、東京にある本社機能を地方へ移す移転型や地方にある本社機能を拡充整備する拡充型がございます。これらを促進するために、税の特例制度が設けられております。県税の課税免除等を受けようとする事業者は、表の対象設備等にありますような本社機能を備えた施設の整備計画を作成して、現行では令和8年3月31日までに県知事から認定を受ける必要があります。認定から3年以内に施設等を新設または増設した場合に事業税や不動産取得税などで課税免除等の軽減制度が受けられるものです。

今回の改正は、下線部分になりますけれども、適用期間の終期を令和10年3月31日に2年間延長することと、固定資産税の対象である償却資産の範囲について書きぶりを変更することとございますが、この償却資産のほうの改正は省令の改正に合わせたものでございますので、取扱い自体は現行と変更はございません。

施行期日につきましては公布の日からの施行としておりますが、事業者の不利益とならないよう、新省令の施行日であります令和8年4月1日以降に特別償却設備を新設、増設した場合に適用することとしております。以上でございます。

○田中委員長

説明がございましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、ないようですので、採決を行います。

条例案２件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第８０号議案及び第８１号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第８０号議案及び第８１号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第８９号議案及び承認第３号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

太田営繕課長。

○太田営繕課長

資料の４ページを御覧ください。第８９号議案、契約の締結について説明させていただきます。契約の目的は、浜田養護学校整備（高等部棟建築）工事。契約の方法は一般競争入札で、契約金額は１７億７，０００万円余でございます。契約の相手方は祥洋建設・宮田建設工業・伊原組特別共同企業体。代表者は祥洋建設株式会社代表取締役、今井久晴でございます。下表、工事の概要についてですが、工事名は先ほどの契約目的と同じで、工事場所は浜田市国分町地内でございます。工期については議会の議決をいただき、かつ、受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日から令和１０年６月３０日まででございます。工事の概要は、浜田養護学校の高等部棟の生徒が増加し、設置基準を満たさない見込みとなったことから高等部棟を建て替えるもので、建物は鉄筋コンクリート造４階建て、延べ面積約４，５６０平米であります。なお、この案件につきましては、令和８年３月３０日に仮契約を締結しております。

私からは以上でございます。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の５ページを御覧ください。承認第３号議案として、昨年度末令和８年３月３１日に専決処分いたしました、令和７年度一般会計補正予算の歳入について御説明いたします。こちらは、２月補正予算後の国庫補助事業の交付決定等に伴い、国庫支出金や県債などの計数整理を行ったものでございまして、表の太枠内、一番下のところでございますが、総額で３９億２，０５５万円余の減となっております。主な内容といたしましては、９、国庫支出金で２０億円余の減、１５、県債で１７億円余の減となっております。

て、それぞれ事業の精算等に伴うものでございます。

私からは以上でございます。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、6ページをお願いします。令和8年3月31日専決処分、令和7年度一般会計補正予算の歳出について説明いたします。歳出の総務部関係分は、一般会計で合計3億6,100万円余の増額となっております。

次の7ページに内訳を記載しております。主な内容ですが、総務課分は私立学校就学支援事業費について、事業費の確定見込みに伴う500万円余の減額、人事課分は一般職給与について、今年2月の衆議院選挙による選挙事務に対し国費が措置されたことや、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計からの繰入に伴う財源更正、財政課分は、決算剰余金を活用した減債基金の積立てとして3億6,600万円余の増額、そのほか利子償還金に係る財源更正となっております。以上となります。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

ないようですので、採決を行います。

一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第89号議案及び承認第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第89号議案及び承認第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決、承認すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第77号議案のうち関係分及び第90号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の8ページを御覧ください。まず、第77号議案、令和8年度島根県一般会計補正予算の6月9日提案分の歳入について御説明いたします。本予算案につきましては、国の補助金の内示など早急に対応すべきものについて措置しており、表の太枠内、一番下のところでございますが、補正額の合計は92億1,624万円余となっております。内訳としましては、9、国庫支出金を62億円余、12、繰入金金を16億円余、13、繰越金を8億円余、15、県債を5億円余計上してございます。

続けて、資料の9ページをお願いいたします。第90号議案、令和8年度島根県一般会計補正予算の6月24日提案分の歳入について御説明いたします。本予算案につきましては、エネルギー価格・物価高騰対策として早急に対応すべきものについて措置しております、表の太枠内、一番下のところでございますが、補正額の合計は5億7,500万円となっております。その内訳としましては、9、国庫支出金を5億円余、13、繰越金を200万円余計上してございます。

私からは以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第77号議案のうち関係分及び第90号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分及び第90号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものとするものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。文書表8ページに載せております、新規に受理いたしました請願第29号、「地方財政の充実・強化を求める」請願についてであります。この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、請願第29号、「地方財政の充実・強化を求める」請願をめぐる状況について御説明いたします。国におきましては、骨太の方針2024の中で、令和7年度から令和9年度までの3年間の予算編成に関して、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保することとされております。地方公共団体におきましては、地方創生、人口減少対策や安全・安心な県民生活の確保、医療、福祉の充実やDXの推進、物価高騰対策などの課題に適切に対応するために、安定的に事業を行っていく必要がございます。

このため、本県といたしましても、国に対し地方財政対策におきまして、1つには財政需要を適切に積算し、一般財源の総額を増額確保し充実すること、2つには必要な地方交付税の総額を確保すること、3つには国が推進する賃金の引上げに伴い、行政経費の増加が見込まれることから、引き続き必要な財政措置を講じることなどの内容で重点要望を行っているところでございます。また、重点要望に加えまして、中国地方知事会や全国知事

会を通じて他県と連携しながら財源の措置を求めているところでございます。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

紹介議員の一人として発言をさせていただきますが、今、宇治郷財政課長からもありましたように、今、非常に地方財政の充実が急務でありまして、特に今、地方が抱える課題は、先ほどありましたように、社会保障の充実ですとか地域活性化、自治体DX、脱炭素、それから物価高騰対策等々、いろんな課題が山積してる中で、しっかりとこの地方財政を充実させるということは避けて通れない状況になっているわけでありまして、これは毎年出させていただいておりますが、しっかりと地方の声としてこれを国に届けられるよう全会一致で採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

今、須山委員が言われたように、今後必要不可欠な話ですので、ぜひ採択してしっかりと国に訴えてもらいたい。同感であります。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。請願第29号を採択とすべきものとすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手全員。よって、請願第29号は、採択とすべきものと決定をいたしました。

それでは、意見書についてお諮りいたします。案文を準備しておりますので、御意見を願います。

それでは、事務局に読み上げさせます。

○事務局（今川書記）

それでは、意見書案について読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

島根県をはじめとする地方自治体は、急激な少子・高齢化に伴う保健・医療・福祉などの社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示

してきたが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっているが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と対応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、次の項目を要望する。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費を含めて、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに対応するため、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図るための財政措置を講じること。

3、政府が減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

4、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。

5、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

6、地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

7、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、地方自治体の財政需要に応じて、地方交付税の法定率を引き上げることにより確保すべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○田中委員長

ただいまの案でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案といたします。

なお、本会議への提出議員は、本委員会の賛成委員及びこの請願の紹介議員としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、そのように決定いたします。

本会議における提案理由の説明については、どなたにお願いしましょうか。人選は、私にお任せいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、提案理由の説明を岡崎副委員長にお願いしたいと思います。提案理由の内容は正副委員長で相談させていただきますので、御了承ください。

続いて、文書表 11 ページに載せております、継続審査となっている請願第 17 号、「再審法改正を求める意見書」採択についてであります。この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております、請願第 17 号について御説明します。請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について法改正を求めるものでございます。

その後の状況ですが、令和 8 年 2 月 12 日の法制審議会からの再審手続に関する答申を受け、法務省は再審制度を見直す刑事訴訟法改正案を策定し、自民党の法務部会と司法制度調査会の合同会議における 3 度の修正を経て、改正法の本則で検察抗告の原則禁止を位置づける修正案を取りまとめ、同年 5 月 15 日に閣議決定されました。国会においては、同日に政府から刑事訴訟法の一部を改正する法律案が提出されました。また、同日、中道改革連合など野党 3 党から政府案の対案が提出され、衆議院で審議が行われました。同年 6 月 16 日に、5 年ごとの制度見直しの検討対象として、証拠の目的外使用禁止に関する制度及び検察保有の証拠の一覧表に関する制度を附則に例示する修正を行った上で、政府案が衆議院で可決されました。同年 6 月 19 日から参議院で審議をされております。以上となります。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

この件につきましては、継続審査でございまして、これまで、先ほど執行部のほうからもめぐる情勢について説明があったとおりでございますけれども、ようやく政府、そして国会のほうでも議論をなされて、既に再審法の改正法案については衆議院で可決、現在参議院で審議をしているという状態でございます。そういうことを考えますと、今国会中にもこの改正法案が成立する公算が大きいというふうに考えます。その内容も、先ほどありますように、証拠開示ルールの法制化とか、検察官の不服申立て制度の見直しなど、本請願に求めている改正が現実的というふうになっておりますので、県議会としても意見書を提出すべきではないかと思っております。

よって、これまで継続審査だった本請願は、採択すべきものと私は考えますが、いかが

でしょうか。

○田中委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、それでは、お諮りいたします。請願第17号を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手全員。よって、請願第17号は採択と決定いたしました。

それでは、意見書についてお諮りいたします。案文を準備いたしておりますので、御意見をお願いいたします。

それでは、事務局に読み上げさせます。

○事務局（今川書記）

意見書案について読み上げます。

再審制度の見直しに向けた刑事訴訟法の改正を求める意見書。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては、「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されていない。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○田中委員長

ただいまの案文でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御賛同をいただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案といたします。

なお、本会議への提出議員は、本委員会の賛成委員及びこの請願の紹介議員としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、そのように決定いたします。

本委員会における提案理由の説明については、どなたにお願いいたしましょうか。人選は私にお任せいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、提案理由の説明を多々納委員にお願いしたいと思います。

提案理由の内容は、正副委員長で相談をさせていただきますので、御了承ください。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

石井行政改革推進室長。

○石井行政改革推進室長

資料10ページをお願いいたします。県の附属機関の設置状況等について御説明いたします。条例の規定に基づきまして、毎年度御報告しているものでございます。

先ほど、政策企画局からは、県及び市町村における審議会等への女性参画率について御報告いたしました。私からは、このうち法律または条例により設置された県の附属機関について、また、女性参画率以外の状況についても御報告いたします。

まず、1の附属機関の設置状況につきましては、昨年と同数の75機関となっております。

2の構成委員中の女性の割合では、4割以上の機関数が2減少しております。その一つは、島根県国民保護協議会が4割未満となったものであります。もう一つは、島根県国民健康保険審査会が委員不在となったものであります。なお、島根県国民保護協議会は、4月1日時点では人事異動に伴って一時的に女性参画率が4割未満となっておりますが、その後、4月中に後任委員が選任されまして、現時点では4割以上となっております。4割未満のほかの2機関は、島根県地域医療支援会議、島根県感染症診査協議会の2機関でございます。いずれも、法律の規定により特定の病院の管理者から委員を選任する必要があるなど、委員の資格要件も定められており、該当する女性の数が少ないものでございます。

3の公募状況につきましては、機関数が1増となっております。これは、島根県子ど

も・子育て支援推進会議でございます。５以上の委員兼務につきましては、２名減の７名となっております。

次の資料１１ページは、参考までに、７５の機関ごとに女性の参画率などを表にまとめて記載しております。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

それでは、資料１３ページ、県税窓口の受付時間の見直しについて御報告いたします。

県税窓口の受付時間は、これまで８時３０分から１７時までとしておりましたが、これを９時から１６時までの間に見直しを行うこととしましたので、御報告いたします。

まず、見直しの背景・経緯についてですが、現在の受付時間は、職員の勤務時間とほぼ同じですので、始業前の準備や受付後の事務処理などで時間外勤務となる場合も前提としておりました。また、職員の研修や打合せを行う時間が確保をしにくいこと、時差出勤や育児時間などの制度が利用しにくいことなどの課題が生じておりました。一方、キャッシュレス納付や電子申告など、近年は、窓口に来なくても行える手続も増えてきておりますので、今年の３月から５月の３か月間、参考１のところにありますように、改めて窓口の利用状況を調査いたしましたところ、全体の約９割の来庁者の方が９時から１６時までの間に集中をしていることが分かりました。これらを踏まえまして窓口時間の短縮を行うこととしたところでございます。見直し後の受付時間は、県税を扱う各県民センターの本所や事務所、計８か所につきましては９時から１６時、松江市馬潟町の中国運輸局島根運輸支局に隣接をしております東部県民センター自動車税管理課の窓口につきましては、運輸支局の窓口時間と合わせて、８時４５分から１６時までとしまして、開始時期は、今年の９月１日からとしております。

なお、この受付時間の見直しが定着するまで、当面の間は、まだ短縮を御存じでない方が来庁される場合もあると思いますので、受付時間外であっても従来どおりの対応をさせていただきます。例えば、朝８時半に来庁された場合には、少しお待ちいただくかもしれませんが、速やかに窓口の準備をするなど対応をさせていただきます。あわせて、受付時間の短縮につきまして積極的に周知を図り、御協力をお願いしていくこととしております。県ホームページ、新聞等、各種広報媒体を活用しまして、広報、周知、それから関係団体への個別通知などを予定しております。また、全国で見ましても窓口時間の短縮を図るところが出てきておまして、参考２のところでございますが、これは都道府県でございます。現在、島根県が開設をしている時間数よりも短縮をしているところが１１自治体あるという状況も、今回の見直しに当たり参考にしたところでございます。

私からの報告は以上です。

○田中委員長

原管財課長。

○原管財課長

私からは、県庁舎、合同庁舎の冷房用燃料の調達状況について報告します。

資料１４ページを御覧ください。１の表は、６月１２日時点における県庁舎、合同庁舎

の冷房用燃料の契約状況です。表の左端の欄に施設名、次の欄に燃料の油種を記載し、さらに次の欄に冷房期間、契約状況について、黒丸が契約済み、二重丸がこれから執行であることを記載しております。表の一番右端の欄に契約単価について、令和8年3月時点の単価と比較して記載しております。表の冷房期間、契約状況の欄を御覧いただきますと、上の段より、県庁、隠岐合同庁舎、島前集合庁舎及び出雲合同庁舎については契約済みであります。契約単価は、1リットル当たり135円から149円で、令和8年3月時点の単価と比較して、11%から59%の上昇となっています。隠岐地区については、もともと中東情勢の緊迫化の前から調達単価が高めであったため、今回の上昇率が本土と比較して低い数字になっています。

なお、表の下欄外の米1及び米2に記載のとおり、表の中に名称の記載がない施設については、電気またはガスによる空調方式となっています。また、これから執行予定の施設については、現在、燃料タンクに残っている燃料で冷房運転を行い、表の冷房期間、契約状況の欄に記載のある時期に、それぞれ契約の予定です。同じ欄の括弧内に記載しています調達期間については、県庁、隠岐合同庁舎及び島前集合庁舎は、10月までの冷房期間の全期間分、その他の施設については、調達期間が7月または8月までとなっておりますが、これは、従来からの各地域の調達業者との調整によるもので、今回の中東情勢の緊迫化によるものではございません。

2に記載しておりますとおり、既に契約をしている施設及び今後契約を予定している施設とも、今年度の冷房用燃料の必要数量の調達はできる見込みであります。調達価格については、大幅な上昇が見込まれる状況です。

3に記載しておりますとおり、調達単価上昇による予算不足が見込まれる場合は、補正予算の要求を検討してまいります。以上です。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

資料は15ページをお願いいたします。私から、第3次島根県県有財産利活用推進計画について御報告いたします。

1点目、計画の概要でございます。この計画は、平成26年に策定した島根県県有財産利活用方針に記載した取組を着実に進めるため、達成すべき目標、各取組の手順等を定めたもので、計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間になります。

2点目、評価指標の達成状況です。令和7年度末の達成状況は下の表のとおりです。評価指標、（1）県有財産の有効活用、（2）施設の長寿命化、（3）保有財産適正化について、それぞれ評価指標を設けていまして、下の表、①施設保有コストの推計は、今後の施設の在り方等の検討に資するため、新築から解体、撤去するまでに必要なコストを算出し、施設の保有に要する費用の把握を進めていこうとするものです。第2次計画では、施設評価を行います158施設を対象としておりまして、令和7年度は35施設を行いました。累計105施設となりまして、順調に進んでおります。②LED照明への更新灯数は、令和7年度は1万556灯更新しまして、目標値を達成しております。③洋式トイレに改修する便器数は、目標450か所に対しまして、令和7年度は166か所、累計で430か所改修しまして、順調に進んでおります。④ブロック塀の撤去・改修箇所につきまして

は、現在は危険なブロック塀は全て撤去しています。現在残っているものは、全て安全性が確認されていますが、今後、経年劣化が進行していきますので、地震時の安全確保のため、計画的に撤去していくこととしております。隣接地との調整、境界確認などに時間を要しておりまして、令和7年度は12か所、累計で34か所と少ない状況ですが、今後、撤去可能になった箇所から随時撤去してまいります。⑤県が保有します建築物の延べ面積につきましては、基準値から増加させないことを目標値にしております。令和7年度末では、438平米増加しておりまして、大きな要因としましては、令和6年の出雲警察署の増築で4,000平米、黒田庁舎の新築等で1,500平米の増加があります。⑥未利用財産の売払い金額につきましては、5年で10億円を目標としておりまして、年2億円としますと、令和7年度は1.9億円と、達成目標に近づけることができました。引き続きまして、建設年度が古く老朽化した職員宿舎の集約化などを行った上で売却を進めてまいります。

続きまして、資料16ページの元用賀県職員宿舎の売却について報告をさせていただきます。4月の総務委員会で報告をさせていただいたところですが、その後、進捗のあった事柄について報告いたします。

1番目、売却スケジュールです。今月、この6月に不動産売買における媒介事業者が決定をいたしました。これから準備を進めまして、7月末頃公告、そして、9月頃の開札を予定しております。

続きまして、資料17ページの元知事公舎の売却について報告をさせていただきます。

1、売却方針につきましては、元知事公舎は、観光施設の通りに面してはいますが、閑静な住宅街に位置しております。また、近隣には高校などがあり、文教施設としての側面もありますので、多面的な特性を有する土地及び建物になっております。そのため、売却に当たりましては、周辺の良い住環境及び静穏な文教環境の維持に資する物件利用が図られることを目的としております。

2の売却方法につきましては、条件付一般競争入札で検討を進めています。条件につきましては、今後、入札参加条件審査委員会で決定していくことになります。事務局としましては、物件利用目的の制限、所有権移転等の制限などを条件に付することを検討しております。最低入札額は4億70万円を想定しております。

3番目、今後のスケジュールですけれども、9月中旬頃売却入札公告をしまして、12月下旬に入札、その後、売買仮契約を締結しまして、その後の2月議会上に上程させていただきまして、議決をいただいた後、本契約を締結する予定としております。そして、3月下旬から4月下旬頃に代金の納入確認後、引渡しを予定しております。

続きまして、資料18ページ、元大輪町県職員宿舎の跡地の利活用について報告をさせていただきます。これは、老朽化した元大輪町県職員宿舎の用途を廃止したため、跡地の利活用について検討を進めているところです。

1、施設概要です。所在地は、松江市大輪町と石橋町にかかっております。用途地域は、第1種住居地域と近隣商業区域。敷地面積は6,922.46平米(約2,097坪)。構造・規模は、鉄筋コンクリート造陸屋根の3階建てで4棟、延べ面積は3,122.32平米となっております。建築年は、昭和42年7月(築58年)となりまして、それが2棟、昭和43年の8月(築57年)の2棟となります。

現況につきましては、令和8年3月末で入居者は退去されまして、同年4月末、宿舍としての用途を廃止しております。

3番目、今後の予定ですが、庁内利用の有無につきまして、現在、主管課経由で各所属に6月下旬を締切りとしまして照会中です。そして、庁内利用がない場合は、所在市であります松江市へ利用計画の有無を照会しまして、松江市の利用計画もない場合は、9月の下旬頃、公募による売却を予定しております。

売却金額ですが、約6億円程度を想定しております。

私からの報告は以上です。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

資料の19ページを御覧ください。私からは、中東情勢の変化等を踏まえた建設事業の予算上の対応等について御説明させていただきます。

本件につきましては、5月の総務委員会で御報告させていただいたところですが、依然として、塗料、シンナー等の調達不安の影響が続いていることから、外壁改修や屋上防水改修工事などの営繕工事について、本日時点で、本庁発注分で11件、地方機関発注分で10件、金額にして約12億円の発注を見合わせております。なお、本庁発注の1件につきましては、工事内容を見直しして発注する見込みでございます。

今後につきましては、建設資材の調達見通し等を注視しつつ、工事内容を検討することで、できるだけ発注していきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はありませんか。

中島委員。

○中島委員

中東情勢の変化でいろいろ大変だというのは分かるんですけども、要するに、発注をみんな控えて、あと、調達できるところから発注していくってということなんだけど、逆に言うと、業者にしてみれば、とにかく発注をしてほしいと、発注してスライド条項でまた見直しを断続的にやってほしいっていうのが本音じゃないかなと思うんですけどね。なかなかこの辺の対応は難しいですか。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

今見合わせております工事につきましては、逐次、資材の調達状況につきまして建設関係団体のほうからヒアリング等を行っておりまして、内容によりまして発注できると見込まれれば、すぐさま工事内容等を再検討いたしまして、工事内容の細分化とか、そういうことをいたしまして、できるだけ発注したいというふうに考えてはおります。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

ちょうど、今の時期が一番工事が少ない時期ですよ、で、そんなことを言ったんですけど。細分化してでもとにかく早く発注する、そうしないと、域内循環がなかなか回っていきませんか。ひとつ、お願いをしたいと思います。これも答えはいいですから。

○田中委員長

要望でございます。

ほかに。

福井委員。

○福井委員

今、中島委員が言われとったこととほぼ同様なんですけど、関連がありますのでちょっとお聞きしますけども、多分、この見通しですね、シンナーとかいろいろな、実際にいろいろな手法で、メーカーとか、あるいは卸問屋さんとかに聞かれてると思うんですけども、実際にいろいろな方に聞きますと、1週間前に聞いた状態と今の時点で聞いた状態でかなり返事が変わるということなので、この間、先週聞いたから入りにくいかというんじゃないくて、非常に小まめに確認をしながらやっていただければ、全体量はあるというのはいろんな方から聞いておりますので、その部分をしっかりと確認しながら適切な発注をしていただければというように思いますので、そこら辺のところをちょっと、思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

思いは福井委員と同じでございまして、塗料、シンナーについては、5月の段階では調達が困難だという状況ではございましたが、今現在は、少量ずつではありますが、県内のほうの流通ができています。ただ、工事期間内に必要な量がそろつかないと、まだ、そこまでそろっていないという状況でございまして、工期を含めて、また、調達状況につきましては、こまめに関係する団体様のほうから頻繁にヒアリングを行うことによりまして、速やかに発注できるものは発注していきたいというふうに思っております。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

須山委員。

○須山委員

2点ほどちょっと聞きたいんですけど。1つは、県税窓口の受付時間の見直しということで、9月1日から9時から16時までになるということで、これは働き方改革なんかを考えても、本当いいことだと思いますし、流れだなと思ってまして。この間、鳥取がそういうふうなことをするっていう記事が出てたような気がするんですが、島根もやるとは知

りませんでした、やるということは、いいということでございます。

それで、その前提でちょっと聞くんですけども、ここの参考１で、それじゃあ、この外れる時間帯で多いのは、やっぱり朝よりも１６時以降なんだろうなということで、それでも７．７％来ておられるということなんですけども、時間外であっても受付はすると言われましても、窓口にもう閉まりましたよ、受付時間外ですよって書いてあれば、やっぱり来た人は文句を言うこともなく帰っていかざるを得ないんだろうというふうに思ってたんで、従来どおりに対応するっていうのはなかなか難しいのかなというふうに思ったときに、やっぱり、一番重要なのは周知方法なんですよ。９月１日から始めるということで、今はもう７月に入ろうかということなんですけども、ここに周知方法が書いてありますけども、具体的にもう少し、どういう形で、いつ頃からこういう形で、何回程度こんなものを打ちますよみたいな、多分もう既に、具体的な周知方法があるというふうに思いますんで、そこを知らせていただきたいということが１点。

もう１点は、県有財産の利活用の推進計画についてということで、ちょっと分からなかったんですけど、（２）の施設の長寿命化のところのブロック塀の撤去・改修箇所数というのがあるんですけど、目標値の１０１か所っていうのがちょっと。実際の実績は１２か所ということで、危険なブロック塀がそれほど、多分少なかったっていうふうに説明があったような気がするんですけども。ということになれば、この目標値の１０１って何なのかなと。例えば、ブロック塀があって、危険な箇所がこれだけあって、この目標値があるというような、何かストーリーがあるのか、実際、管財課のほうでこの数字をどういうふうにつかまれてるのか、少しそこを教えてくださいませんか。以上２点。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

御質問のありました広報の周知方法について、今現在、予定しているものについて御説明します。

９月１日までのところで、今現在予定しております広報媒体を活用した周知は、新聞、ラジオ、テレビ、あるいは、ＬＩＮＥを活用した周知を予定しております。それ以降につきましても、可能なものがあれば周知をしていく予定にしております。あと、個別の団体に関しましては、市町村をはじめ商工団体ですとか、自動車関連団体といったところに個別に周知をしていく予定としております。以上でございます。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

県有財産利活用推進計画の中で、ブロック塀の撤去ということで御質問をいただきました。

これは、平成３０年の大阪北部地震でブロック塀が倒れて小学生が亡くなるという事故がありまして、あ後に県内のブロック塀を全て調査しまして、ある基準がありまして、それを超えるものは危険とみなして全て撤去を、あのときに数年かけて行いました。その後は基準を満たしているというものが残っております。基準を満たしてますので、安全なんですけれども、いずれブロック塀が経年劣化していきますので、ブロック塀を取ってフ

ェンスなどに交換していくという方針を決めました。先ほど言いましたように、１０１か所といいますのは、当面、管財課で予算を所管している庁舎、宿舍などの長寿命化事業の対象施設の中でカウントをしていきまして、１０１か所あるということでございます。それを、計画を立てて撤去していくという事業でございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

広報は関係各所、県税は納める事業所にはそれでいいと思いますが、一般的に、県民に対して周知をするということになれば、やはり１回だけではなくて、特にホームページとか、そういったところを見ない高齢者の方とか、そういった人も含めて、やっぱり新聞とかチラシによる広報、こういったものを少し、数回に分けて丁寧に広報をしていただくことを要望しておきたいと思いますし、さっきも言いましたけど、窓口に行って閉まってる、残念だなという思いが強く出ると思いますんで、周知については、しっかりしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、当面の間は従来どおり対応するということなんですが、当面の間っていつまでか、そこだけちょっと聞かせてください。

それと、管財課の方で、まだ１０１か所、塀があるということではない・・・。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

１０１か所ありまして、今、報告させていただきました、その撤去が、今３４か所撤去が終わりまして、あと残りがそれだけ、管財課で予算を所管している施設のブロック塀があると。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

分かりました。ということは、逆に言うと、１０１か所が全て撤去する必要があるかという、まだそこまではないということですよね。というのは、目標が１０１あるのに、１２しか進んでないということは、本当はもっと早く撤去すればいいのに、この目標にじゃなくて、実際は、調べると１２か所程度の危険物があって、あと９０か所は、今のところは適合してるという認識でよろしいですね。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

今、１０１か所というのは、適法な状態、安全な状態です。ですけども、いずれ経年劣化で古くなっていきますので、もう、これを機会に危険となるブロック塀を撤去して、フェンス等に替えていくというところで進めております。なので、今のところは安全なものでございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

ということは、いずれは、このブロック塀は全て違うものに替えるというイメージの目標値ですか。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

そうです。

○須山委員

分かりました。ありがとうございました。

じゃあ、広報の方、答弁を。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

当面の間の今考えている期間につきましては、少なくとも半年程度はと考えているところでございます。窓口にいらっしゃった方の状況ですとか、御意見等を踏まえまして、また、その時点での対応のほうをどうするか検討していきたいと考えております。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

福井委員。

○福井委員

すみません、大輪町県職員宿舍のことでちょっと。これは、確認なんですけど、建物はそのまま、土地と建物を、売却金額約6億円程度と想定しておりますけども、坪でいくと、土地だけでいうと30万ぐらいかなって感じ、あの辺の相場がどうかは私もよく分かりませんが、建物も含めた状態、要は、利用者がいない場合は改修とかせずにそのままの状態売却するというという考え方でよろしいのか、確認させてください。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

元大輪町県職員宿舍につきましては、建付売却ということで、現状のまま売却する予定でございます。以上です。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ありがとうございます。分かりました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。

ないようですので、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

これより、教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。

なお、陳情第184号審査のため、内田私学・県立大学室長にも御出席をいただいております。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

井手教育長。

○井手教育長

総務委員会の委員の皆様には、日頃より教育行政につきまして御指導、御鞭撻をいただいております。誠にありがとうございます。

本日は、予算関係の議案が2件ございます。こちらの御審議をお願いするということと、報告事項が3件ございますので、説明をさせていただきます。

予算議案のうち、高等学校等教育改革促進事業につきましては、国への申請内容に基づきまして予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、今、文部科学省に申請中でございますけれども、仮に、採択の可否の結果、採択されないということが今回あったとしても、再度、申請可能とされておりますので、そういったものへ対応していくとともに、この事業につきましては、採択の結果、そして、検討するとされております交付金の内容を踏まえまして、今回の基金事業の成果を横展開するということについて、しっかり努めてまいりたいと考えているところでございます。そのほかについても、御説明させていただきますけれども、本日はよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会に係る議案は、一般事件案1件、予算案1件であります。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

資料の1ページをお願いいたします。承認第3号議案、令和7年度補正予算（3月31日専決処分）教育委員会関係分の概要について御説明をいたします。

1、補正予算の概要は、表の一番下、合計欄のとおり、補正前の額875億7,900万円余を、補正額1,900万円余の減額により、補正後の額875億6,000万円余とするものでございます。国費、県債の確定などに伴う補正でございます。

2ページをお願いいたします。課別事業別一覧でございます。学校企画課の1、高等学校等就学支援事業費につきましては、実績に伴う国費と一般財源の減額。次に、社会教育課の1、青少年の家事業費につきましては、昨年6月から実施の大規模改修工事に係る実

績に伴う県債の減額と端数調整による一般財源の増額。２、少年自然の家事業費は、体育館の照明のＬＥＤ化工事の実績に伴う県債と一般財源の減額。次に、文化財課の１、未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業費につきましては、起債の整備により一般財源への振替を行ったものです。２、古代出雲歴史博物館管理運営事業費は、昨年４月から実施の天井耐震改修工事に係る工事費の実績に伴う県債と一般財源の減額でございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。

お諮りいたします。承認第３号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第３号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第７７号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

資料３ページをお願いいたします。第７７号議案、令和８年度６月補正予算案（６月９日上程分）の教育委員会関係分について御説明をいたします。

１、補正予算の概要につきまして、表の一番下、合計欄のいずれも事業費で、補正前の額９２８億６，８００万円余を、補正額７６億６，０００万円余の増額により、補正後の額１，００５億２，９００万円余とするものでございます。補正額は、給与費につきましては、総務課の２行目、４０万１，０００円の増額となり、給与費以外の事業費につきましては、それ以降の行の計７６億６，０００万円余の増額となり、その合計によるものでございます。

４ページ、課別事業別一覧をお願いいたします。まず、総務課につきましては、教育長の給料の月額及び教育委員会委員の報酬月額などを引き上げるものです。先ほど、総務部から説明があったかと思いますが、特別職報酬等審議会の答申等に基づく特別職の職員の給料の月額等の増額となります。給料の月額等を８月１日から引き上げるもので、８か月の給料の月額等の差額、合計４０万１，０００円をお願いするものです。

次に、学校企画課の１、学校教育課の１、教育連携推進課の２の高等学校教育振興事業費につきましては、先月１５日に国へ申請しました産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業において、今年度実施予定の事業及び基金積立てであるため、まとめて説明をさせていただきます。

中段、学校教育課から説明いたします。１ポツ目、国の補助金により、今年度から令和１０年度の３年間の３類型の事業費合計である６１億３００万円余を基金として積み立てるものです。学校教育課の２ポツ目及び学校企画課、教育連携推進課の事業内容につつま

しては、別紙にて説明をいたします。

次のページをお願いいたします。今年度の事業費として9億6,700万円余を、先ほど御説明した基金積立てから取り崩して事業を実施するものです。上段1、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援の類型（江津地域における新設校）です。（1）地域が求める専門性豊かな人材育成に向けた新たな学びの展開のための実習棟の改修・設備整備の費用は、今年度予算としては計上しておりません。来年度及び10年度で行う予定です。（2）高等教育機関、地元企業等と連携し、現場を知るものづくり人材を育む学びの展開については、ものづくり現場を舞台とした探究活動のプログラムの企画や運営体制の構築に加え、試行的実践のための経費として300万円をお願いするものです。

続きまして、2、理数系人材育成支援の類型（松江北高校）においては、（1）理数教育を牽引する拠点として、高度機器を配備したサイエンスラボを高校の敷地内に建設するための設計費として2,700万円、（2）既存校舎の改修については、生徒が個人やグループで探究等が行える探究ルームの整備費用や、専門書、デジタル資料の活用を行うために探究図書、ライブラリーエリアとして、図書室の環境整備を行う設計費等、高機能化を図る費用として6,300万円、（3）ソフト事業として、各種課外プログラムを実施するための経費や、理系ALTの配置、探究学習において専門的知見から生徒に伴走するアドバイザー等の配置に係る費用として4,800万円余、（4）当事業に係る事務等を行う会計年度任用職員の配置に係る費用として2,100万円余、以上、松江北高校全体で、合計1億5,900万円余をお願いするものです。

続きまして、3、多様なニーズに対応した教育機会の確保の類型（宍道高校）においては、（1）遠隔授業の充実を図るため、配信拠点である宍道高校内の配信スタジオの増設、防音工事、遠隔授業に必要な配信機器の整備等の経費として9,000万円余、（2）多様な学びの充実では、日本語教育が必要な生徒の学習支援として、多言語対応の翻訳デバイスやAI多言語翻訳サービスの導入、また、対人関係に不安を抱える生徒等の第三の居場所となる仮想キャンパスの構築等に係る経費として5,900万円余、（3）通信教育の充実として、紙ベースの学びから紙とデジタルのハイブリッド型通信教育の導入の検討や、デジタル教材編集機器の整備等に係る経費に970万円余、これら、（1）から（3）の事業及び全体のコーディネーターの配置や当事業を行うための職員研修を行うための費用として3,400万円余、（5）当事業を行うために仮校舎の買取り費用として6億1,000万円余、合計8億500万円余をお願いするものです。事業内容に関する説明は以上です。

なお、先ほど、井手教育長の挨拶でも触れさせていただきましたが、この事業の審査結果は、今月下旬に公表されることとされておりますが、まだ公表されていません。仮に不採択となった拠点があった場合においても、その拠点に関しましては、追加公募が行われることとされており、申請する考えでおりますので、本予算案についてお認めいただきますようお願いいたします。

高等学校教育振興事業については以上です。

4 ページ、課別事業別一覧にお戻りください。上の表の最も下の課になります、教育連携推進課です。1、未来の創り手育成事業費及び3、学校管理総務費は、共に、生成AIの普及等による世界的な半導体需要の増加に伴い、端末価格が著しく高騰したことによる

端末整備費用の増額です。

まず、1、未来の創り手育成事業費は、県立高校の生徒1人1台端末の整備として、低所得者世帯向けには、県で整備した端末を貸与しておりますが、来年度入学生用の貸出用端末について、1,600万円余の増額をお願いするものです。3、学校管理総務費は、学校における働き方改革、教育活動の高度化等の観点から、校務DXの環境整備を行うため、今年度クラウド型の校務支援システムの導入や、教職員の約3,000台の指導者用端末の更新等を予定しておりましたが、そのうち指導者用端末について5億7,300万円余の増額をお願いするものです。

続いて、3、債務負担行為でございます。まず、追加分として表に記載の1から3の事業は、債務負担行為を新たに設定するものです。

1番、浜田養護学校整備事業費の設定理由は、令和10年度の新校舎供用開始に向けて、昨年度当初予算において、昨年度から令和10年度までの債務負担行為を設定し、昨年度中に校舎建築工事及び設備工事の契約を締結し、本年度から着工する予定でした。しかしながら、設備工事については、詳細設計終了後に設計の修正が必要となったため、昨年度中に契約が締結できませんでしたので、改めて、今年度契約を締結するために設定をするものです。2番、3番は、いずれも高等学校教育振興事業費についてです。2番は、松江北高校において、サイエンスラボの設計費として、今年度2,700万円をお願いしておりますが、設計が2年にわたるため、来年度分の設計費として設定いたします。3番は、宍道高校において説明いたしました、仮想キャンパスの構築や紙とデジタルのハイブリッド型通信教育導入検討、コーディネーターの配置、職員研修等の実施は、今年度から10年度まで委託での実施を予定していることから設定をいたします。

続いて、変更分です。1番、未来の創り手育成事業費は、県立高校の生徒1人1台端末について、個人負担による購入経費の3分の1を支援することにより保護者負担の軽減を図っておりますが、こちらも端末価格の高騰に伴い、補助経費を増額するものでございます。県が入札等で決定した販売業者へ補助金を交付することで保護者の購入経費を抑えるものですが、今年度中に販売業者を決定し、実際の補助金は入学生が確定する来年度交付を行いますので、設定期間は、当初予算のとおり、今年度から令和9年度としております。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。

中島委員。

○中島委員

高等学校教育振興事業費は、N-E. X. T. ハイスクールの関係で、このたび、まだ採択される前に予算化をします。これは、スケジュールの関係で仕方がないと思うんだけど、ただ、完璧な、100%採択するかどうかは分からない状況の中でこの予算を我々で議論をしていくわけですから、これは容認をしますけれども、もし不採択となった場合には、我々の議論は一体何だったのかと、委員会としてはなるわけですよ、極端なことを言うと。だから、やっぱり次、もし仮に事業採択までやられる場合があれば、もうちょっと慎重に執行について考えるべきだと思いますけども。その点ちょっと、見解があれ

ばお願いしたいと思います。

○田中委員長

井手教育長。

○井手教育長

御指摘ありがとうございます。この事業につきましては、お話のように、申請中であり、予算も上げさせていただいているということで、申請内容が固まった段階で予算を上げられればよかったですが、スケジュール上このような形になっております。今後、国の審査結果が分かるのは、今月中とあらかじめ言われておりますので、それがどのような観点でその結果になるのかというのは、現在分からないわけです。仮に不採択になった場合には、その理由もしっかりお聞きできると聞いておりますので、その理由に沿って、再度、応募していくということになります。この事業は、そもそも国の考えによってやっておりますけれども、当然、県の状況を踏まえて、その上で国の考えも踏まえて、採択されると思って申請しているわけですが、結果は分からないですけども、結果に沿ってもう一回チャレンジしたいと思います。

今後、議会での議論が何だったのかということにならないように、しっかりと国の考え、県の現状、議会からいただいた御意見、そういうものを踏まえて事業を組み立てるように、努力してまいりたいと思います。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

ちょっと説明の仕方が悪かったんだけど。仮に今日、委員会で是としますよね、それで不採択になったと。そのときに委員長は報告しますよね。もしかしたら仮に不採択になった場合に、また同じことをやらないけんわけじゃないですか。また事業採択するためをお願いをして、結局、そういう条件で予算化してるわけだから。言いたかったのは、今回はしょうがないけども、もし次にそういう段階になる場合は、慎重に予算執行を考えてもらって、我々のほうに議論に付してほしいと、そういうことですから。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

今の中島委員の問題の関連なんですけども、そもそも、文部科学省がなぜこのような形で出したかということが問題であって、基本的に、具体的にも、県が予算を間に合わせようとして、この３年間でこれだけの金額を消化させるには、あまりにもスケジューリング的なものも難しくて、今回、どちらかというと、やむを得ない措置だったんだろうなと。本当は、さっき中島委員が言われたように、あってはならないことではあるけども、もうこれ、やむを得ないということになると。私は、やっぱり今回の文部科学省のやり方いろんな問題点があると思うんですよ。今回の出し方もそうですし、先導校ということになって、前回の委員会の中でも問題視されましたけども、非常に、高校の魅力化の偏在性を感じる。こういったことの問題の解決が全く不透明であるということが、やっぱり、いろんな問題があるということ、教育委員会としてもそこを整理して、しっかり文部科学省に要請をしていかないと、こんなやり方を文部科学省がやってこられたら、地域の教育委

員会はもう大変ですよ、こんなことやってたら。だから、そこをやっぱり、お金をつけてくれるから強くは言えないかもしれませんが、お金をつけてくれるからといって、こんなやり方がまかり通るのかということは、やっぱり強く、丸山知事みたいに強く言わなくてもいいですから、理路整然と、文部科学省に対してこうあるべきではないでしょうかということを、やっぱり私は言うべきだと思いますがね、そこら辺どうですか。

○田中委員長

井手教育長。

○井手教育長

御指摘ありがとうございます。この事業が示されたのが2月ということで、それ以来、先ほどお話しいただきましたけど、丸山知事を筆頭に、このやり方はいかかなものかという話はずっとしてきておりまして、丸山知事でいうと、今年度も今月の重点要望のときに改めてそういった話を、政務三役や文部科学省の事務方に投げかけをしているということでございますし、私も、事務方回りのときに、この事業の在り方のような話を直接させていただいております。そういった場に限らず、知事ですと、定例記者会見のような広く発信する場においても主張しているということでもあります。予算を取ってくるためにはという点もありますが、基本的にはいろいろ、県も県下全体で魅力化を図らないといけないという中で、先導校というやり方はある意味においては受け入れ難い部分もありますし、その影響もあると思いますけれども、今後はやはり、先導校3校での成果を横展開することを、国の交付金も考えながらやっていくしかないかなと思っております。

この事業の在り方については、重ねて申入れというか、話をしたいと思います。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

誤解せんでほしいんですが、私は反対じゃないですから。須山委員の言われることを盛るといだけの話で、そういう意味ですから。突き詰めればそこに行くんだけど、我々としてもやっぱり、委員会としては考えないけん部分はあるなということですから、その辺を御理解いただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。

お諮りいたします。第77号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものとするものと決定をいたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を13時5分からといたしますので、よろしくお願いをいたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

陳情の審査を行います。

文書表１４ページに載せております、新規に受理いたしました陳情第１８４号、高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情についてであります。

陳情１８４号の審査のため、内田私学・県立大学室長にも出席をいただきました。よろしくお願いいたします。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

陳情第１８４号、高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情をめぐる状況について御説明いたします。

なお、陳情の内容は、公立高校、私立高校の両方に関わるものであり、私立高校の所管は知事部局の総務部となりますが、教育委員会において一括して説明いたします。

まず、左から２列目、件名要旨のところ、隅付き括弧、陳情理由の中で取り上げられている、今年３月、沖縄県名護市辺野古沖で発生しました高校の研修旅行中での死亡事故についてです。この事故につきましては、研修プログラムの中の辺野古への基地移設工事に関する学習が政治的活動を禁じる教育基本法の規定に反するとの見解を文部科学省が示しております。

理由について、文部科学省は次のとおり説明しております。教育における政治的中立性確保の観点から、多様な見方や考え方ができる事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう、様々な見解を提示することが重要であるが、今回の事例では、基地問題に抗議する団体の船舶が利用されたこと、また、船長から反対運動への言及があったこと、一方で、その他の様々な見解について十分な事前、または事後の学習を行っていたことが確認できないことという状況があり、総合的に勘案すると、今回の学習は、政治的活動を禁じる教育基本法第１４条第２項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要があるというものでございました。以上が文部科学省の見解となっております。

次に、平和教育の考え方について御説明いたします。

平和教育につきましては、主に地理、歴史科及び公民科において、学習指導要領の目標に基づき、平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者として必要な公民的資質、能力の育成を図っております。先ほどの文部科学省の見解のところでも触れましたが、実施に当たっては、政治的中立性に留意する必要がある、文部科学省によれば、特定の見方や考え方に偏ることなく、様々な見解を提示することが重要であるとされております。

１５ページを御覧ください。中ほど、隅付き括弧、陳情項目の①平和教育の政治的中立性及び②保護者への説明責任、安全管理の徹底につきまして、本県における状況を御説明いたします。

平和教育について、県内の各高校では、学習指導要領及び文部科学省通知等に基づき、客観的かつ公正な資料を活用するほか、物事を多面的、多角的に考察し、公正に判断する力を育むことができるよう実施しております。また、修学旅行や校外学習の目的、内容、

安全管理体制等の説明は、各学校において適切に行われており、具体的には、現地の事前確認、気象情報の把握、緊急時の連絡体制の整備などの対応が取られております。

なお、今回の辺野古の事故を受け、今年４月に、文部科学省から各都道府県宛てに校外活動の安全確保の徹底に関する通知が発出されており、当該通知の内容について、県内各高校宛てに周知し、改めて安全管理の徹底を図っております。

最後に、１６ページ、陳情項目の③過去の記録の確認及び④懸念が残る事例についての実態把握について御説明いたします。

修学旅行や校外学習については、実施する各高校からの届出や報告により行程等の概略を把握しておりますが、基地移設に反対する団体と関わる行程は含まれておらず、また、政治的中立性や安全確保に懸念が持たれるような内容は確認できないことから、適切な活動が行われているものと考えております。

なお、平和教育の具体的な実施例として、沖縄の普天間基地を見学し、現地のガイドから戦時中の状況などを聞くことで平和に対する理解を深めるといったものがありますが、政治的中立性や安全確保に問題があるものではないと判断しておりますことを、参考までにお知らせいたします。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんでしょうか。

岡崎副委員長。

○岡崎副委員長

先ほど御説明いただきましたが、県内の高等学校においては問題となる事例は確認されておらず、適切に対応されているとのこと。学校教育における政治的中立性や安全性の確保は大事な視点ですが、本陳情は、学校や教育委員会に対して極めて詳細な確認等の行為を求めるものです。そもそも、具体的にどのような行為を行うかは、基本的には学校及び教育委員会で判断されるべきもので、県議会が審査するのは適当ではありません。

ついては、本請願は採択としない、不採択とすべきものと考えますが、いかがでしょうか。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福井委員。

○福井委員

今、岡崎副委員長が言われた意見に賛同いたします。

○田中委員長

ほかにはないようですので、それでは、お諮りいたします。陳情第１８４号を採択とすべきものとするに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手なし。よって、陳情第１８４号は採択としない、不採択とすべきものと決定いたし

ました。

以上で、陳情の審査を終了いたします。

内田私学・県立大学室長は御退席ください。ありがとうございました。

〔内田私学・県立大学室長退席〕

○田中委員長

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は、全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

米原保健体育課長。

○米原保健体育課長（健康づくり推進室長）

資料6ページをお願いいたします。令和9年度島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定について御報告いたします。

令和12年の島根かみあり国スポに向けて高校生の競技力向上を図るため、国スポ開催年度まで、継続して長期の強化指定を行う指定校制度を設け、選手強化に取り組んでおります。対象の指定校は、島根県高等学校体育連盟から推薦のあった学校、競技の中から、指導者の配置や、今後3年以内での全国大会での活躍が見込まれる学校などといった指定基準に基づいて、島根県競技力向上対策本部が県教育委員会と協議の上で決定することとなっております。このたび、令和9年度から、表に記載の3校を追加指定することと決定されましたので、御報告いたします。

表のほうでございます。1つ目は、陸上競技男女の大社高校です。同校は、全国大会等で多くの実績を残し、県内の高校陸上競技の中心的な学校です。また、県内唯一の体育科があり、優秀な選手を集めやすく、さらに、近隣には、浜山公園陸上競技場があり、各種目の練習環境も整っております。2つ目は、ビーチバレーボール女子の松江商業高校です。同校には、ビーチバレーボール部という部活動はございませんが、今年の県高校総体で優勝するなど、県内上位の力を持ち、今後も継続的に部員の確保が見込めるバレーボール部がございます。また、今年度から国スポに向けた推進教員が配置されているほか、ビーチバレーボール場も整備される予定であり、今後の女子ビーチバレー選手の育成強化につきましては、同校バレーボール部を中心に行っていく予定とされております。3つ目は、レスリング男女の大東高校です。同校レスリング部は、創部してまだ1年という短い期間ながらも、今年3月に行われた全国大会で5位入賞を果たす選手を育成するほか、先に行われました中国高校選手権でも団体優勝をするなど、全国レベルの競技力を持っております。また、元オリンピック選手の方が部活動指導員として配置されているほか、地元のジュニアクラブの活動も盛んでございます。これらのことから、3校いずれも指定校とすることが適当とされたものでございます。

資料7ページのほうを御覧ください。先ほどの3校を加えました指定校の競技別の表となっております。表の一番下に記載しておりますように、全体では、男子が28競技、22校、女子が26競技、23校の指定となります。

次の8ページは、こちらを学校別にまとめた表となっておりますので、後ほど御覧ください。以上でございます。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

資料 9 ページを御覧ください。5 月 22 日に開催されました国の文化審議会で、松江市美保関伝統的建造物群保存地区が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定するよう答申がありましたので、報告いたします。今後、官報告示を経て正式に選定となります。

文化財の概要につきましては、1 にありますとおり、松江市美保関町美保関の一部、約 5.9 ヘクタールで、地区内の伝統的建造物数は、建築物が 86 件、石畳や常夜灯などの工作物 7 件が対象となっております。（6）の概要にありますとおり、美保関は、江戸時代には北前船の風待ち港として発展し、近代には美保神社の門前町として栄えました。保存地区は、湾岸の狭い土地に細い路地で構成された近世由来の街区がよく残っており、江戸時代から昭和 30 年代までの町屋や大規模な近代の旅館が一体となって、港に広がる門前町としての歴史的な風致を形成している点が高く評価されたものでございます。

2 の選定の件数ですが、今回の選定により、選定地区は全国 130 地区、県内では大森、温泉津、津和野に次いで、4 地区目となる予定です。

説明は以上です。

○田中委員長

山本世界遺産室長。

○山本世界遺産室長

資料 11 ページを御覧ください。石見銀山発見 500 年島根県記念事業について御説明します。

昨年 5 月、関係団体で組織する石見銀山発見 500 年島根県記念事業実行委員会を設立いたしました。この実行委員会において、記念事業の内容を審議し、それぞれの会期や開催日、タイトルが決定しました。

まず、1、（1）東京での記念展は、今年の 9 月 19 日から 12 月 6 日まで、タイトル「古代オリエントから石見銀山へー銀が動かす世界ー」としまして、東京池袋の古代オリエント博物館で開催します。この記念展では、金属と人類との関わり、そして、大航海時代に大きな役割を果たした石見銀山について、全 5 章の構成で展示いたします。また、会場には、石見銀山や島根の観光情報に関するコーナーも設置する予定です。

（2）出雲での記念展は、島根県立古代出雲歴史博物館で、令和 9 年 7 月 16 日から 9 月 5 日まで、「大銀山展ー石見から世界へ、そして未来へー」を開催します。石見銀山の発見から江戸期の経営改革、近代の再開発、さらに、現代までの軌跡について紹介するほか、島根の鉄・銅生産の一端などを紹介します。

（3）大田での記念展は、大田市大森町にあります石見銀山資料館で、令和 9 年 10 月 9 日から 12 月 12 日まで、「銀山の息吹ー石見銀山から鉱山王国日本の誕生ー」を開催します。主に江戸時代における国内鉱山の実態や石見銀山の特質に迫る展示内容で準備を進めております。

資料 12 ページを御覧ください。（4）国際シンポジウムは、ポーランドや台湾など、世界の鉱山遺跡の関係者を招聘し、令和 9 年 11 月 7 日に大田市のあすてらすで開催する予定で、今後の保存、活用のあるべき姿を考える貴重な機会にしたいと考えております。

このほか、（5）にありますとおり、記念事業を総合的に紹介するガイドブックを 7 月

上旬に発行し、主に、県外での記念展、イベント、県人会などで配付したいと考えております。

続きまして、2、関連事業についてです。（1）は、東京での記念展の会期中、10月18日にサンシャインシティの噴水広場で「まるっといわみフェス」を開催するほか、（2）、（3）は、関連講座としまして、11月3日と11月15日に石見銀山に関する講座を、同じく、サンシャインシティ特別ホールで開催する予定です。石見銀山発見から500年、世界遺産登録されてから20周年の節目の年を迎えるに当たり、この機会に改めて石見銀山の価値や魅力をより多くの方に理解を深めていただくとともに、現地への来訪意欲を喚起することを目的として実施するものでございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

ないようですので、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を13時35分といたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、警察本部所管事項について調査を行います。

はじめに、警察本部長から挨拶を受けます。

中村警察本部長。

○中村警察本部長

警察本部長の中村でございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ総務委員会の委員の先生方には、日頃から警察業務各般にわたり御理解、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今月の23日夜、おとといの夜でございますが、出雲市今市町の商店街サンロードなかもまち周辺で発生しました火災により、多数の建物が焼損したことにつきましては、まずもって被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。県警察といたしましては、本件火災に関しまして、消防などの関係機関と連携して出火原因などの捜査、調査を、引き続き適切に行ってまいります。

本日は、予算案の審議、そして、災害対処能力の向上に向けた取組などについて御説明をさせていただく予定となっております。本日もどうぞ、よろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました警察本部に係る議案は、予算案１件でございます。

それでは、予算案の審査を行います。

第７７号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第７７号議案、令和８年度島根県一般会計補正予算（第１号）関係分につきまして御説明いたします。お手元の資料、令和８年度警察関係６月補正予算（第１号）説明資料を御覧ください。警察関係予算として、総額２億９，７１７万２，０００円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、資料に基づき、補正予算の内容について御説明いたします。

まず、特別職給与費について、資料中段の公安委員会費の欄を御覧ください。島根県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例が上程され、令和８年８月１日から公安委員会の委員長及びその他の委員の報酬月額が引き上げられることに伴い、１２万８，０００円の増額補正をお願いするものです。

次に、交通安全施設整備事業費について、資料下段の警察活動費の欄を御覧ください。本補正予算では、交通安全施設整備事業費として、２つの事業に係る予算について、合計で２億９，７０４万４，０００円の増額補正をお願いするものです。

１つ目は、交通信号柱等更新事業です。本事業は、本年１月に発生した信号柱倒壊事案を受け、老朽化した交通信号柱等の更新を加速化するため、更新工事に係る予算を、当初の４３本分から、大型標識柱なども含め３１本分を増額し、今年度合計７４本を更新するとともに、建て替えまでの安全対策として、信号柱等の根元付近にカーボンシートを巻く補強補修を新たに２３６本に実施するものであり、１億７，４４６万８，０００円を補正額として計上しております。

２つ目は、道路標示修繕事業です。本事業は、交通環境の改善により歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道及び一時停止線の補修に必要な予算を増額するものです。これまでに把握している補修が必要な箇所に加え、本年２月から５月にかけて、職員による横断歩道等の劣化状況に係る緊急点検を実施しており、補正予算案作成時は、緊急点検の途中でありましたが、点検の途中経過において把握した補修が必要な箇所についても補正予算に反映し、今年度合計として、横断歩道が約１，３００本、一時停止線が約１，３００本の補修を計画しており、１億２，２５７万６，０００円を補正額として計上しております。

令和８年度６月補正予算の内容につきましては、以上のとおりであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中委員長

以上、説明がございましたが、質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは採決を行います。

お諮りいたします。第７７号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明をお願いいたします。

中尾警備部長。

○中尾警備部長

本県警察では、令和8年の運営指針において、テロ等の未然防止と災害等への的確な対処を掲げ、大規模災害等の発生に備え、対処能力の向上を図っておりますところ、本日は、災害対処能力の向上に向けた取組等につきまして御報告させていただきます。

資料に沿って御説明をさせていただきます。最初に、現状と課題についてです。近年、県内では、多くの人的被害を伴う災害の発生はございませんが、過去には、多くの死傷者、行方不明者を出した豪雨災害がございました。また、本年1月には、震度5強の地震が安来、松江両市で観測されたところでございます。気候変動により激甚化、頻発化する気象災害や大規模地震等の災害に的確に対処できますよう、平素から関係機関と連携しつつ、訓練等によるさらなる災害対処能力の向上、職員の受傷事故防止等の課題に真摯に取り組んでいるところでございます。

次に、県警察の取組状況についてです。県警察では、発災直後から迅速な活動が行えるよう、資料2、(1)、ア、イにございますよう、平素から災害警備訓練等を行っております。事例を若干申し上げますと、警察署では、各種災害を想定した装備資機材の取扱い習熟訓練や実践的対処訓練のほか、早期体制を確立するための非常参集訓練、警備本部設置、運営訓練等を計画、実施しております。このほか、部内での連携、例えば、管区警察局、情報通信部や機動隊、航空隊、隣接警察署等との合同訓練も実施しております。また、自治体、消防、自衛隊など、関係機関と災害現場においてスムーズに連携できるよう、諸会合、訓練等に積極的に参画しているところでございます。そして、一たび災害が発生すれば、資料2、(2)、ア、ウにございますよう、警察署と警察本部では直ちに即応態勢を確立し、状況に応じてではありますが、連携して住民の避難、誘導、救出救助活動、警察本部による警備本部の支援等を行うことにしております。また、2、(2)、イにございますよう、発災初期には特に情報が重要となりますが、現場警察官からの報告、110番通報等による市民からの情報提供のほか、ヘリコプターテレビシステムやドローンによる上空からの情報収集、島根県警察災害情報BOXの運用、また、民間企業が提供するAI等の最先端テクノロジーを活用した危機管理ソリューションの活用など、様々なツールによって幅広く情報収集してまいります。

なお、収集した情報につきましては、県内関係機関との共有はもとより、警察庁等へも報告しておりまして、県外からの迅速な支援、部隊派遣調整等にも資するものでございます。

最後に、警察官の安全確保についてです。災害現場のように一刻を争う場面では、本能的に目の前の要救助者等を助けたいと危険な現場に入っていくことが大いに考えられます。こうした現場において、職員の受傷事故をいかに防ぐか、難しい課題ではございますが、引き続き、全ての職員が受傷事故防止に対する意識を高めるとともに、安全管理を念頭に置いた訓練計画の策定、装備資機材の整備、充実、関係機関との連携等の諸対策に取り組

んでまいります。

結びになりますが、県警察では、災害に係る危機管理体制の点検及び構築について、緊張感を持って持続的に推進し、県民の安全安心の確保に万全を期してまいります。引き続き委員の皆様には、警察活動への御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、警察本部全般に関して、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

ないようですので、以上で警察本部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

これより、人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局所管事項について審査を行います。

はじめに、人事委員会事務局長の挨拶を受けます。

小畑人事委員会事務局長。

○小畑人事委員会事務局長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃から人事委員会事務局の業務につきまして御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、予算案1件につきまして御審議いただくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

次に、監査委員事務局長の挨拶を受けます。

清水監査委員事務局長。

○清水監査委員事務局長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から監査業務に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会が終わりますと、監査委員による財務監査が本格的にスタートをすることになっております。我々といたしましても、有意義な監査となるように努めてまいります。

本日は、予算案1件を御審議いただくことにしております。

なお、田邊監査第一課長が入院中のため、本日は代わりまして、林監査第二課長が御説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

次に、議会事務局長の挨拶を受けます。

奈良井議会事務局長。

○奈良井議会事務局長

失礼いたします。本日は、議員報酬改定に伴う予算について御審議を賜ります。どうか

よろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局に係る議案は、予算案１件であります。

第７７号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

栗山人事委員会事務局企画課長。

○栗山人事委員会事務局企画課長

それでは、人事委員会事務局の総務委員会資料を御覧ください。第７７号議案、令和８年度一般会計補正予算（第１号）の人事委員会事務局関係分でございます。

表の委員会費の１番、人件費、委員報酬につきまして、このたび、特別職報酬等審議会の答申等を受け、人事委員の報酬を改定することにより、１２万８，０００円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

林監査委員事務局監査第二課長。

○林監査委員事務局監査第二課長

それでは、監査委員事務局の総務委員会資料をお願いいたします。第７７号議案、一般会計補正予算（第１号）の監査委員事務局関係分でございます。

特別職報酬等審議会の答申等を受けまして、特別職の給料等及び監査委員報酬の改定に係る総額３０万５，０００円の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、表の委員費の１、特別職給与が２０万１，０００円、２、委員報酬が１０万４，０００円の増額でございます。

監査委員事務局予算の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

成相議会事務局次長。

○成相議会事務局次長

それでは、議会事務局の総務委員会資料をお願いいたします。第７７号議案、一般会計補正予算（第１号）の議会事務局関係分でございます。

特別職報酬等審議会の答申を受けました議員報酬の改定に係る予算総額７３万７，０００円の増額をお願いするものでございます。

議会事務局の予算説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。

お諮りいたします。第７７号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第77号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

この際、3事務局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局所管事項の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○田中委員長

続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談申し上げます。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等があれば御意見をお願いいたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてであります。所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。ないですね。

ないようですので、次に移ります。

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてであります。お配りいたしました案のとおり、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上でございますが、ほかに何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、これをもって総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。